

令和 5 年度
第 4 回
宮崎地方最低賃金審議会

宮 崎 労 働 局

開催日時 令和 5 年 8 月 28 日(月) 午前 10 : 00 ~
開催場所 宮崎合同庁舎 2 階 共用大会議室

会 次 第

- 1 異議申出に関する審議について
- 2 検討小委員会報告について
- 3 特定(産業別)最低賃金の改正について
- 4 その他

1 異議申出に関する審議について

2 検討小委員会報告について

3 特定(産業別)最低賃金の改正について

4 その他

令和5年度
第4回
宮崎地方最低賃金審議会資料

宮崎労働局

令和5年度

第4回

宮崎地方最低賃金審議会資料目次

| | | |
|---|--|----|
| 1 | 2023年度特定（産業別）最低賃金改正の申し出について…………… | 1 |
| 2 | 改正申出に関する要件審査結果…………… | 3 |
| 3 | 宮崎県特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無について（諮問）…………… | 5 |
| 4 | 最低賃金審議会令第6条第5項採用に関する基本的考え方について…………… | 7 |
| 5 | 検討小委員会報告（特定最低賃金改正の必要性の有無について）…………… | 9 |
| 6 | 令和5年8月18日厚生労働省プレスリリース（令和5年度答申のポイント）…… | 13 |
| 7 | 異議の申出書（宮崎県労働組合総連合）…………… | 17 |

連合宮崎発第2023-234号
2023年 7月14日

宮崎労働局長
坂根 登 様

日本労働組合総連
宮崎県連合会(連合
会 長

2023年度特定(産業別)最低賃金改正について

労働行政推進のため、日夜ご奮闘の貴職に対し心から敬意を表します。

さて、下記の特定(産業別)最低賃金について、金額改正の申し出を行いますので、審議をよろしくお願いいたします。

記

1. 宮崎県自動車(新車)小売業最低賃金
(1) 申出者 自動車総連宮崎地方協議会販売部門連絡会
議長(委員長)
2. 宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
(1) 申出者 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会
宮崎地域懇談会代表
3. 宮崎県各種商品小売業最低賃金
(1) 申出者 宮崎県小売産業別最賃労組連絡会
代表幹事
4. 宮崎県部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金
(1) 申出者 日本食品関連産業労働組合総連合会
宮崎地区協議会議長



以 上

2023年度 賃金格差疎明資料について

資料の作成に当たっては、地域、産業分類、企業間の賃金比較ができる資料として賃金構造基本統計調査、毎月勤労統計地方調査を参考資料とし、申し出4業種に対応した産業中分類での統計がないため、産業大分類での下記資料を賃金格差疎明資料として提出します。

(1) 産業・規模別賃金格差〔きまって支給する給与〕

| | 調査産業計 | 建設業 | 製造業 | 卸売業・小売業 | サービス業 |
|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 30人以上 (A) | 242,026 | 282,589 | 258,216 | 169,450 | 164,404 |
| 5人以上 (B) | 227,271 | 272,569 | 243,311 | 196,895 | 178,011 |
| 格差 (B/A) | 93.9 | 96.5 | 94.2 | 116.2 | 108.3 |

資料出所：「みやぎの賃金・労働時間・雇用の動き：産業別に見た賃金の動き」宮崎県（令和5年4月分）

(2) 九州各県・産業分類別賃金〔きまって支給する給与〕*事業所規模30人以上

| 県名 | 調査産業計 | 建設業 | 製造業 | 卸売業・小売業 | サービス業 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 福岡 | 272,944 | 368,138 | 270,762 | 241,094 | 210,661 |
| 佐賀 | 239,677 | 289,751 | 260,623 | 164,607 | 155,326 |
| 長崎 | 249,372 | 280,336 | 303,941 | 174,380 | 199,023 |
| 熊本 | 259,669 | 294,872 | 284,866 | 190,628 | 190,629 |
| 大分 | 255,452 | 300,986 | 268,973 | 167,033 | 190,826 |
| 宮崎 | 239,729 | 357,998 | 240,933 | 177,014 | 169,683 |
| 鹿児島 | 241,807 | 315,572 | 249,072 | 190,654 | 190,143 |
| 沖縄 | 233,416 | 320,260 | 210,785 | 180,916 | 186,370 |

資料出所：「宮崎県の賃金」（令和3年平均）宮崎労働局（令和5年4月発表）

(3) 産業・規模別賃金格差〔きまって支給する給与〕

男性労働者

(千円)

| | 調査産業計 | 建設業 | 製造業 | 食料品製造業 | 卸売業・小売業 | サービス業 |
|-------------|-------|-------|-------|--------|---------|-------|
| 企業規模計 | 298.4 | 314.1 | 290.2 | 226.6 | 265.0 | 251.3 |
| (A=100%) | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 1000人以上(B) | 343.8 | 326.1 | 335.6 | - | 309.2 | 319.0 |
| (B/A) | 115.2 | 103.8 | 115.6 | - | 116.7 | 126.9 |
| 100~999人(C) | 300.9 | 301.7 | 286.1 | 230.1 | 281.9 | 224.5 |
| (C/A) | 100.8 | 96.1 | 98.6 | 101.5 | 106.4 | 89.3 |
| 10~99人(D) | 274.9 | 315.0 | 254.7 | 217.1 | 241.1 | 234.9 |
| (D/A) | 92.1 | 100.3 | 87.8 | 95.8 | 91.0 | 93.4 |

女性労働者

(千円)

| | 調査産業計 | 建設業 | 製造業 | 食料品製造業 | 卸売業・小売業 | サービス業 |
|-------------|-------|-------|-------|--------|---------|-------|
| 企業規模計 | 215.4 | 212.0 | 188.8 | 172.3 | 187.0 | 192.2 |
| (A=100%) | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 1000人以上(B) | 222.0 | 214.9 | 205.1 | - | 175.6 | 199.5 |
| (B/A) | 103.1 | 101.4 | 108.6 | - | 93.9 | 103.8 |
| 100~999人(C) | 221.2 | 222.3 | 191.4 | 174.2 | 193.4 | 188.0 |
| (C/A) | 102.7 | 104.9 | 101.4 | 101.1 | 103.4 | 97.8 |
| 10~99人(D) | 205.9 | 209.4 | 177.4 | 166.3 | 194.0 | 186.7 |
| (D/A) | 95.6 | 98.8 | 94.0 | 96.5 | 103.7 | 97.1 |

資料出所：「宮崎県の賃金」（令和3年6月分）宮崎労働局（令和5年4月発表）

令和5年度特定（産業別）最低賃金改正申出に関する要件審査結果

令和5年8月3日

| 名称 | 申出年月日 | 申出者 | 適用労働者数 〔A〕 | 合意のあった労働者数 | | | 比率 | 審査結果 | 申出内容 参考協約額 |
|--|-----------|---|---------------------|-------------------|--------------------|--------------------|-------|------|---------------|
| | | | | 労働協約・労使協定等 | 機関決定 | 合意署名 | | | |
| 宮城県自動車（新車）小売業最低賃金 | 令和5年7月14日 | 自動車総連宮崎地方協議会 販売部門連絡会 議長（委員長） | 人 2,780 (167) | 人 969 (66) | 人 | 人 969 (66) | 34.9% | 適 | 金額改正 956円 |
| 宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 | 令和5年7月14日 | 全日本電機・電子・情報関連産業 労働組合連合会 宮崎地域懇談会 代表 | 人 8,010 (72) | 人 363 (2) | 人 3,191 (11) | 人 3,554 (13) | 44.4% | 適 | 金額改正 954円 |
| 宮城県各種商品小売業最低賃金 | 令和5年7月14日 | 宮崎県小売産業界別最賃労組連絡会 代表幹事 | 人 3,810 (76) | 人 2,608 (1) | 人 | 人 2,608 (1) | 68.5% | 適 | 金額改正 895円 |
| 宮崎部分肉・冷凍肉・肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金 | 令和5年7月14日 | 日本食品関連産業労働組合総連合会 宮崎地区協議会 議長 | 人 2,480 (49) | 人 771 (2) | 人 590 (2) | 人 1,361 (4) | 54.9% | 適 | 金額改正 860円 |

※（ ）内は事業所数または労組数

宮崎労発基 0803 第 1 号
令和 5 年 8 月 3 日

宮崎地方最低賃金審議会
会長 橋口 剛和 殿

宮崎労働局長 坂根 登

宮崎県特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和 5 年 7 月 14 日付けをもって申出代表者 日本労働組合総連合会宮崎県連合会 中川育江会長から、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について貴会の意見を求める。

記

- 1 宮崎県自動車(新車)小売業最低賃金(平成 20 年宮崎労働局最低賃金公示第 5 号)

申出者 自動車総連宮崎地方協議会販売部門連絡会
議長(委員長)
- 2 宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年宮崎労働局最低賃金公示第 3 号）

申出者 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会
宮崎地域懇談会 代表
- 3 宮崎県各種商品小売業最低賃金（平成 20 年宮崎労働局最低賃金公示第 4 号）

申出者 宮崎県小売産業別最賃労組連絡会
代表幹事
- 4 宮崎県部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金（平成 20 年宮崎労働局最低賃金公示第 2 号）

申出者 日本食品関連産業労働組合総連合会
宮崎地区協議会 議長

最低賃金審議会令第 6 条第 5 項採用に関する基本的考え方について

平成 3 年 12 月 17 日 制定

平成 7 年 6 月 19 日 修正

平成 7 年 7 月 11 日 修正

平成 13 年 5 月 10 日 修正

平成 14 年 7 月 22 日 修正

1 基本的考え方

地域別・産業別最低賃金の金額改正に係る専門部会の審議運営に当たって平成 4 年度以降については、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項を採用することとする。

このことにより、今後は専門部会における専決をもって本審答申と同一の効力を有することとする。

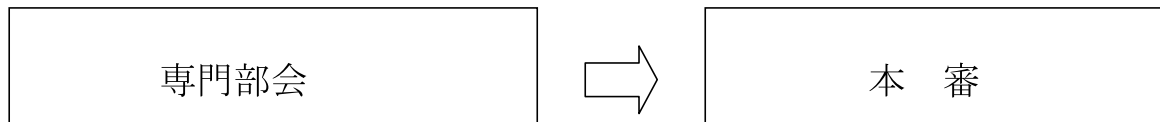
2 運用方法

- (1) 最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の適用に当たっては、地域別・産業別最低賃金とも専門部会において「全会一致」で決議した場合に限ることとし、専門部会での結審に当たって労使いずれかの委員が「反対」の意思表示、又は、本審開催の「申立て」を行った場合については、従前どおり原則 3 日以内に本審を開催して審議のうえ、結論を下すものとする。
- (2) 専門部会における専決に当たって「同令第 6 条第 5 項」の適用に労使双方異議のなかった場合には、直ちに他の本審委員あて関係資料を送付することとする。

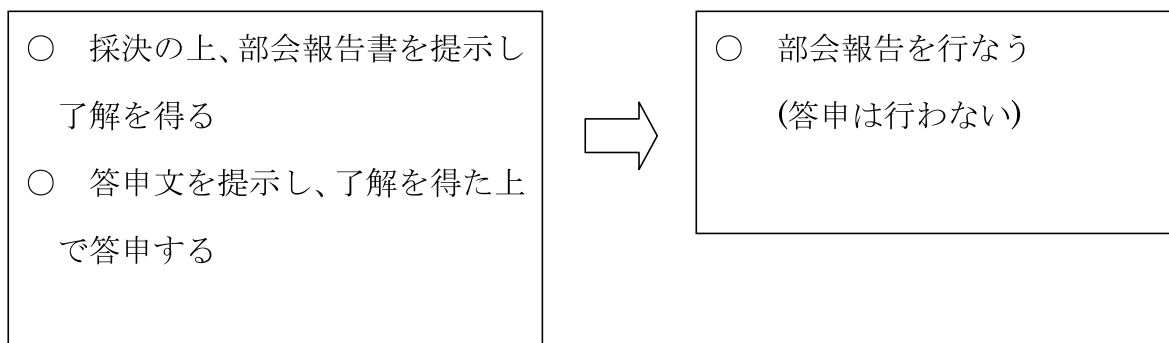
なお、以後開催される本審において、その改正審議の経過説明を行うものとする。

- (3) 各年度当初に開催される運営小委員会において、当該年度の金額改正に係る専門部会の審議運営に、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項を適用する旨公労使三者委員の合意をもって確認し、直後の本審の承認を得ることとする。

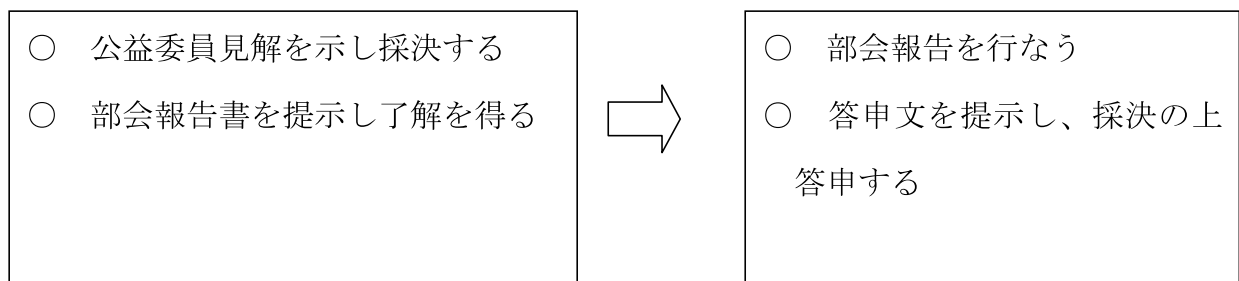
審議会令第6条5項適用の場合の流れ図



《 全会一致の場合 》



《 全会一致でない場合 》



令和5年8月28日

宮崎地方最低賃金審議会
会長 橋口 剛和 殿

宮崎地方最低賃金審議会
特定最低賃金検討小委員会
座長 三島 里都子

特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和5年8月3日宮崎地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、下記の特定（産業別）最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、別紙のとおりである。

記

宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金

宮崎地方最低賃金審議会検討小委員会委員名簿

令和5年8月16日

| 区分 | 氏名 | 現職 |
|---------------------|----------------------|------------------------|
| 公益 代表 委員 | こが しょうへい 古賀 修平 | 宮崎産業経営大学法学部 准教授 |
| | みしま りつこ 三島 里都子 | マリンボックス法律事務所 弁護士 |
| | もりべ よういちろう 森部 陽一郎 | 宮崎公立大学人文学部 教授 |
| 労働 者 代表 委員 | いまむら あきひろ 今村 彰博 | 宮崎トヨタグループ労働組合 執行委員長 |
| | かまだ まさひろ 鎌田 正洋 | 日本労働組合総連合会宮崎県連合会 副事務局長 |
| | なかがわ いくえ 中川 育江 | 日本労働組合総連合会宮崎県連合会 会長 |
| 使用 者 代表 委員 | かわの よういち 河野 洋一 | 宮崎県経営者協会 専務理事 |
| | さこう しげひさ 酒匂 重久 | 宮崎県商工会連合会 専務理事 |
| | のぐち かずひこ 野口 和彦 | 宮崎県中小企業団体中央会 専務理事 |

各側五十音順

令和5年8月28日

宮崎地方最低賃金審議会
会長 橋口 剛和 殿

宮崎地方最低賃金審議会
特定最低賃金検討小委員会
座長 三島 里都子

特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和5年8月3日宮崎地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、下記の特定（産業別）最低賃金について改正決定する必要性はないとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、別紙のとおりである。

記

- 1 宮崎県部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金
- 2 宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 3 宮崎県各種商品小売業最低賃金

宮崎地方最低賃金審議会検討小委員会委員名簿

令和5年8月16日

| 区分 | 氏名 | 現職 |
|---------------------|----------------------|------------------------|
| 公益 代表 委員 | こが しょうへい 古賀 修平 | 宮崎産業経営大学法学部 准教授 |
| | みしま りつこ 三島 里都子 | マリンボックス法律事務所 弁護士 |
| | もりべ よういちろう 森部 陽一郎 | 宮崎公立大学人文学部 教授 |
| 労働 者 代表 委員 | いまむら あきひろ 今村 彰博 | 宮崎トヨタグループ労働組合 執行委員長 |
| | かまだ まさひろ 鎌田 正洋 | 日本労働組合総連合会宮崎県連合会 副事務局長 |
| | なかがわ いくえ 中川 育江 | 日本労働組合総連合会宮崎県連合会 会長 |
| 使用 者 代表 委員 | かわの よういち 河野 洋一 | 宮崎県経営者協会 専務理事 |
| | さこう しげひさ 酒匂 重久 | 宮崎県商工会連合会 専務理事 |
| | のぐち かずひこ 野口 和彦 | 宮崎県中小企業団体中央会 専務理事 |

各側五十音順

報道関係者 各位

令和 5 年 8 月 18 日

【照会先】

労働基準局賃金課

課 長 篠崎 拓也

主任中央賃金指導官 友住 弘一郎

副主任中央賃金指導官 川辺 博之

(代表電話) 03 (5253) 1111 (内線 5546)

(直通電話) 03 (3502) 6758

全ての都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申されました

～答申での全国加重平均額は昨年度から 43 円引上げの 1,004 円～

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会が答申した令和 5 年度の地域別最低賃金の改定額（以下「改定額」）を取りまとめました。改定額及び発効予定年月日は別紙のとおりです。

これは、7 月 28 日に厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会が示した「令和 5 年度地域別最低賃金額改定の目安について」などを参考として、各地方最低賃金審議会が調査・審議して答申した結果を取りまとめたものです。

答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経た上で、都道府県労働局長の決定により、10 月 1 日から 10 月中旬までの間に順次発効される予定です。

【令和 5 年度 地方最低賃金審議会の答申のポイント】

- ・ 47 都道府県で、39 円～47 円の引上げ（引上げ額が 47 円は 2 県、46 円は 2 県、45 円は 4 県、44 円は 5 県、43 円は 2 県、42 円は 4 県、41 円は 10 都府県、40 円は 17 道府県、39 円は 1 県）
- ・ 改定額の全国加重平均額は 1,004 円（昨年度 961 円）※
※昨年度との差額 43 円には、全国加重平均額の算定に用いる労働者数の更新による影響分（1 円）が含まれている（別紙の※ 3 参照）
- ・ 全国加重平均額 43 円の引上げは、昭和 53 年度に目安制度が始まって以降で最高額
- ・ 最高額（1,113 円）に対する最低額（893 円）の比率は、80.2%（昨年度は 79.6%。なお、この比率は 9 年連続の改善）

(別紙) 令和 5 年度 地域別最低賃金額答申状況

(参考) 地域別最低賃金の改正手続の流れ

令和5年度 地域別最低賃金 答申状況

(別紙)

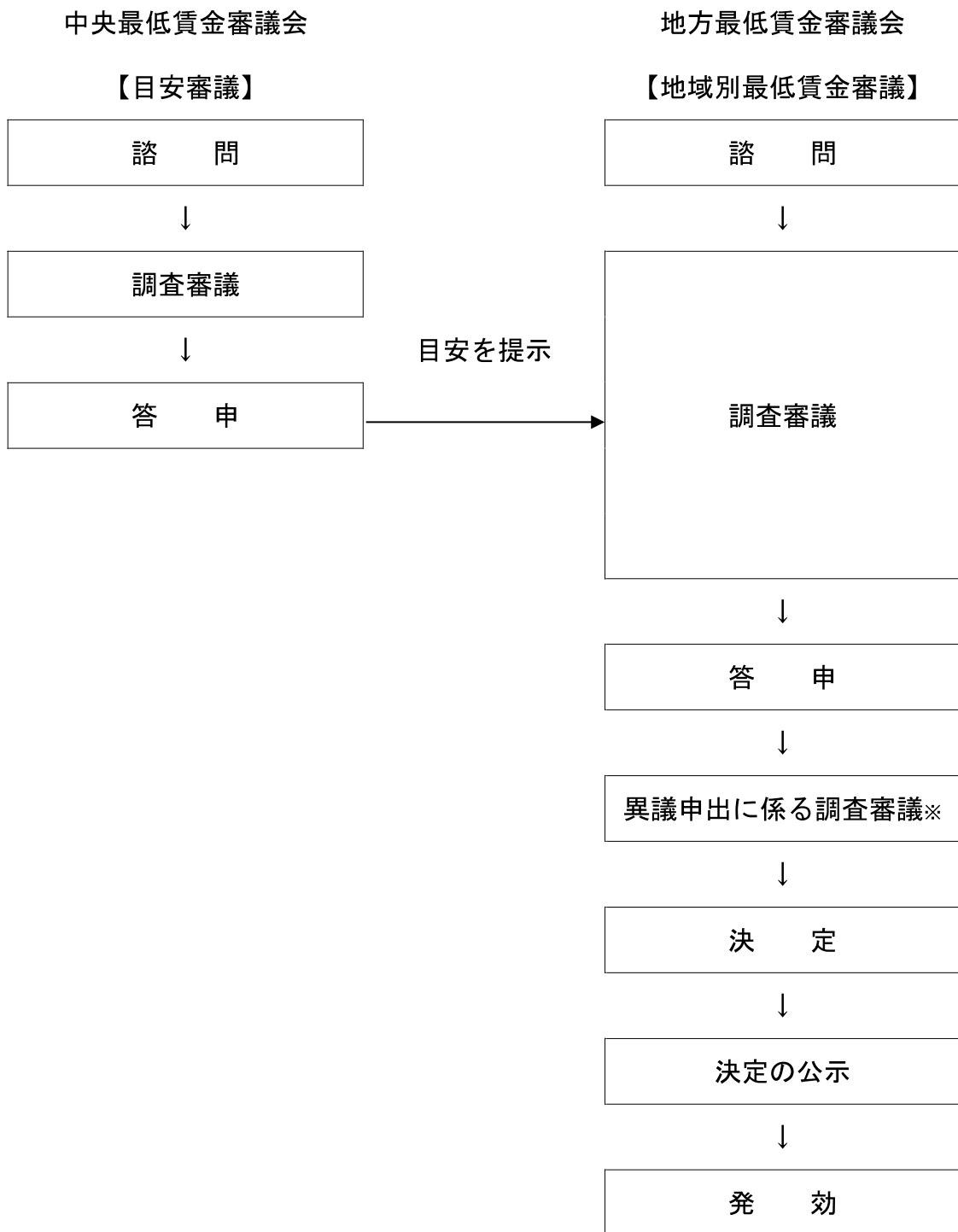
| 都道府県名 | ランク | 目安額 | 答申された改定額【円】(※1) | 引上げ額【円】 | 目安差額 | 発効予定年月日(※2) |
|--------|-----|-----|-----------------|---------|------|--------------|
| 北海道 | B | 40 | 960 (920) | 40 | | 2023年 10月1日 |
| 青森 | C | 39 | 898 (853) | 45 | +6 | 2023年 10月7日 |
| 岩手 | C | 39 | 893 (854) | 39 | | 2023年 10月4日 |
| 宮城 | B | 40 | 923 (883) | 40 | | 2023年 10月1日 |
| 秋田 | C | 39 | 897 (853) | 44 | +5 | 2023年 10月1日 |
| 山形 | C | 39 | 900 (854) | 46 | +7 | 2023年 10月14日 |
| 福島 | B | 40 | 900 (858) | 42 | +2 | 2023年 10月1日 |
| 茨城 | B | 40 | 953 (911) | 42 | +2 | 2023年 10月1日 |
| 栃木 | B | 40 | 954 (913) | 41 | +1 | 2023年 10月1日 |
| 群馬 | B | 40 | 935 (895) | 40 | | 2023年 10月5日 |
| 埼玉 | A | 41 | 1028 (987) | 41 | | 2023年 10月1日 |
| 千葉 | A | 41 | 1026 (984) | 42 | +1 | 2023年 10月1日 |
| 東京 | A | 41 | 1113 (1072) | 41 | | 2023年 10月1日 |
| 神奈川 | A | 41 | 1112 (1071) | 41 | | 2023年 10月1日 |
| 新潟 | B | 40 | 931 (890) | 41 | +1 | 2023年 10月1日 |
| 富山 | B | 40 | 948 (908) | 40 | | 2023年 10月1日 |
| 石川 | B | 40 | 933 (891) | 42 | +2 | 2023年 10月4日 |
| 福井 | B | 40 | 931 (888) | 43 | +3 | 2023年 10月1日 |
| 山梨 | B | 40 | 938 (898) | 40 | | 2023年 10月1日 |
| 長野 | B | 40 | 948 (908) | 40 | | 2023年 10月1日 |
| 岐阜 | B | 40 | 950 (910) | 40 | | 2023年 10月1日 |
| 静岡 | B | 40 | 984 (944) | 40 | | 2023年 10月1日 |
| 愛知 | A | 41 | 1027 (986) | 41 | | 2023年 10月1日 |
| 三重 | B | 40 | 973 (933) | 40 | | 2023年 10月1日 |
| 滋賀 | B | 40 | 967 (927) | 40 | | 2023年 10月1日 |
| 京都 | B | 40 | 1008 (968) | 40 | | 2023年 10月6日 |
| 大阪 | A | 41 | 1064 (1023) | 41 | | 2023年 10月1日 |
| 兵庫 | B | 40 | 1001 (960) | 41 | +1 | 2023年 10月1日 |
| 奈良 | B | 40 | 936 (896) | 40 | | 2023年 10月1日 |
| 和歌山 | B | 40 | 929 (889) | 40 | | 2023年 10月1日 |
| 鳥取 | C | 39 | 900 (854) | 46 | +7 | 2023年 10月5日 |
| 島根 | B | 40 | 904 (857) | 47 | +7 | 2023年 10月6日 |
| 岡山 | B | 40 | 932 (892) | 40 | | 2023年 10月1日 |
| 広島 | B | 40 | 970 (930) | 40 | | 2023年 10月1日 |
| 山口 | B | 40 | 928 (888) | 40 | | 2023年 10月1日 |
| 徳島 | B | 40 | 896 (855) | 41 | +1 | 2023年 10月1日 |
| 香川 | B | 40 | 918 (878) | 40 | | 2023年 10月1日 |
| 愛媛 | B | 40 | 897 (853) | 44 | +4 | 2023年 10月6日 |
| 高知 | C | 39 | 897 (853) | 44 | +5 | 2023年 10月8日 |
| 福岡 | B | 40 | 941 (900) | 41 | +1 | 2023年 10月6日 |
| 佐賀 | C | 39 | 900 (853) | 47 | +8 | 2023年 10月14日 |
| 長崎 | C | 39 | 898 (853) | 45 | +6 | 2023年 10月13日 |
| 熊本 | C | 39 | 898 (853) | 45 | +6 | 2023年 10月8日 |
| 大分 | C | 39 | 899 (854) | 45 | +6 | 2023年 10月6日 |
| 宮崎 | C | 39 | 897 (853) | 44 | +5 | 2023年 10月6日 |
| 鹿児島 | C | 39 | 897 (853) | 44 | +5 | 2023年 10月6日 |
| 沖縄 | C | 39 | 896 (853) | 43 | +4 | 2023年 10月8日 |
| 全国加重平均 | | | 1004 (961) | 43 | | - |

※1 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

※2 効力発生日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性有

※3 経済センサス(旧:事業所・企業統計調査)等の調査結果に基づいて、全国加重平均額の算定に用いる都道府県別の適用労働者数の更新を行っており、今年度の全国加重平均額の引上げ額には、労働者数の更新による影響分(1円)が含まれている

地域別最低賃金の改正手続の流れ



※ 関係労使からの異議申出があった場合に開催

2023年8月23日

宮崎労働局長 坂根 登 様

宮崎県労働組合総連
議長

宮崎県最低賃金の改定に関する異議の申出書

貴職におかれましては、労働行政向上のため日々ご奮闘されておられますことに敬意を表します。

「宮崎県最低賃金の改正決定に係る宮崎地方最低賃金審議会の意見に関する公示」が8月10日にありましたので、宮崎県労働組合総連合は、下記のとおり異議の申し出をおこないます。

記

8月10日、宮崎地方最低賃金審議会は宮崎県の地域最低賃金の時間額を、これまでの853円から44円引き上げ、897円とするとの答申をおこないました。

異常な物価高騰が暮らしを直撃し、県民生活が厳しい情勢において、地域経済の活性化と若年者の県外流出に歯止めをかけ労働力人口を確保するため、中央最低賃金審議会が示した目安39円に5円をプラスするとの結論は極めて意義深い考えであると思います。また付帯決議において、中小企業・小規模事業者への支援の強化や新たな支援策の創設を求めるなど、一定部分の評価はできます。

しかし、時間額44円の引き上げでは単年度で見ても労働者の生活を改善できず、本来あるべき水準にも遠く、都市部との格差も解消されません。憲法25条で保障される「健康で文化的な最低限度の生活」を営むに値する金額とは到底言えません。

労働者が、宮崎県で働きたい環境をつくること、県民にとって経済的に希望ある地域にするためには、大幅な賃金引き上げで消費購買力を強化し、地域経済の好循環を生み出す必要があります。

以上のことから、下記の異議申出をおこないます。

記

1. 答申された時間額897円のまま、最低賃金を決定することについては、不服です。
2. 賃金格差の解消・全国一律最低賃金制などを展望し、当地域の最低賃金を生計維持に



ふさわしい額に引き上げるとともに、地域間格差を是正してください。

3. 物価が急激に高騰している状況を鑑みて、常に最低賃金が適正な金額となるよう、最低賃金の改定を年1回ではなく、少なくとも年2回答申を行うようにしてください。

4. 地域間格差を拡大させる現行の目安制度を早急に改善するよう、政府に対して強く求めてください。

理 由

(1) 労働者の生活実態からみて引上げ額は不十分です

残念ながら答申された金額では、『ワーキング・プア』を解消することはできません。ひと月の労働時間を173.8時間で計算した場合、月額額は155,900円(897円×173.8時間)年額で1,870,800円です。月150時間では月額134,550円、年額1,614,600円にとどまります。そこから税金などの引き去りがあります。この収入は、「人たるに値する生活を営むための必要を充たすもの(労働基準法1条)」とはいいがたいと思います。働いても、働いてもなお生活が苦しい、ワーキング・プアの状態を解消することはできません。

特に、異常な物価高騰は県民生活を厳しい状況に追い込んでおり、最低賃金や最低賃金近傍で働く方々の苦しさはより大きくなっています。世界に目を向けると、物価高騰のもとで最低賃金が大幅に引き上げられています。イギリスでは1,743円、フランスが1,668円、ドイツが1,776円であり、連邦最賃が973円のアメリカでも州や市が独自に上乘せし2,000円を超える水準にあると言われていています。現在全国の答申額の過重平均は1,004円になるとのことですが、そもそも低すぎるのが日本の実態です。

最低賃金の審議にあたっては、現行金額からいくら引き上げるかという検討とともに、一人の大人が独立して生計を営むに当たり、その賃金水準がいくらであればいいのか、憲法25条(生存権)がしっかりと保障される賃金水準はいくらなのかを議論し、明らかにしていくことが重要であると考えます。今一度審議いただきたいと考えます。

(2) 賃金格差をさらに縮めることが求められます

中央最低賃金審議会の目安がA・B・Cで各1円の格差をつけており、地域間格差を容認する内容となりました。そもそも、地域間格差を1円ずつ必要とするエビデンスが存在するのでしょうか。大きな疑問を感じますし、納得できません。全国で答申額が出されましたが、Cランク県のほとんどが+4円～+7円と、目安に大幅な積み増しをしています。「最低位からの脱却」「格差拡大を認めることはできない、縮小させる」という考え方であることがうかがい知れますし、そのための積極的引上げ答申であると認識します。

宮崎地方最低賃金審議会は目安に5円プラスし、格差解消をめざす考え方を示されました。この判断に敬意を表するものです。しかし、このままでは、東京は1,113円、宮崎は897円、依然216円の格差となります。働く地域が違うだけで、最低賃金において時間額

216円もの格差は合理的なものとはとても言えないと思います。抜本的な格差解消が求められると思います。

(3) 生計費に大きな格差はありません

全国労働組合総連合と地方組織が行っている「最低生計費試算調査」によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費は、地域による大きな格差はなく、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に24万円、月150時間の労働時間で換算すると時給1500円以上必要との結果が出されています。

私たちは全国一律最低賃金制の実現、時間額今すぐ1,000円、そして1,500円への展望をもって運動を続けていますが、生計費調査結果からみて、現実的な要求であると考えます。賃金水準の引き上げとともに、地域間格差を解消していく展望を具体的に示すため、さらなる引き上げが求められます。

(4) 公正取引の徹底、中小企業・小規模事業所への支援策の強化を強く国に迫ってください

地域経済の主役である中小企業・小規模事業所は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、業種によっては大きな打撃を受けています。「コロナ問題」以前から原材料の高騰、低単価の押し付けなどに悩み、消費税増税の負担や社会保険料の負担等に苦しんできました。労働者の多くが、こうした厳しい状況にあるところで働いています。地域経済の衰退をくい止め、企業と家計の双方に活力を取り戻して、地域での「経済好循環」を生み出すためにも、中小企業支援の拡充は待ったなしの課題です。

政府の責任で、中小企業・小規模事業所向けの金融支援の強化、社会保険料負担の軽減など最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、大企業による下請け・中小企業への一方的な低単価設定や、「買ったたき」など不公正な取引を許さない施策強化が求められます。

付帯決議で中小企業・小規模事業者への支援強化が述べられています。

ぜひとも、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性について、生産性向上の支援や取引条件の改善をはじめとする適正な価格転嫁対策等、思い切った支援策を速やかに実行するよう、具体的に政府に対し求めていただきたいと思います。

以上を踏まえて、本年度の改定にあたって再度検討していただき、大幅引き上げが実現するよう、よろしく願い申し上げます。

以上

宮崎労発基 0828 第 2 号
令和 5 年 8 月 28 日

宮崎地方最低賃金審議会
会長 橋口 剛和 殿

宮崎労働局長 坂根 登

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(諮問)

標記について、宮崎県労働組合総連合から、別添のとおり最低賃金法第 11 条第 2 項に基づく異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。

宮崎地賃審発第8号
令和5年8月28日

宮崎労働局長
坂根 登 殿

宮崎地方最低賃金審議会
会長 橋口 剛和

宮崎地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出に
ついて（答申）

令和5年8月28日貴職から、令和5年8月10日付け宮崎県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する宮崎県労働組合総連合からの異議申出に関し意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和5年8月10日付け答申どおり決定することが適当である。

宮崎地賃審発第7号
令和5年8月28日

宮崎労働局長
坂根 登 殿

宮崎地方最低賃金審議会
会長 橋口 剛和

特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和5年8月3日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった標記について、慎重に審議を重ねた結果、下記1の最低賃金については改正決定することを必要と認めるとの結論に達し、下記2、3及び4の最低賃金については改正決定する必要がないとの結論に達したので答申する。

記

- 1 宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金
- 2 宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 3 宮崎県各種商品小売業最低賃金
- 4 宮崎県部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金

宮崎労基 0828 第 1 号
令和 5 年 8 月 28 日

宮崎地方最低賃金審議会
会長 橋口 剛和 殿

宮崎労働局長 坂根 登

特定（産業別）最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記の特定（産業別）最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金
（平成 20 年宮崎労働局最低賃金公示第 5 号）